

中央区立月島第三小学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月 24 日校長決定

改訂 平成 30 年 4 月 1 日

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

本方針は、子供の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法第 71 号)第 12 条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止策の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区・学校・地域住民・家庭・その他の関係機関(子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、警察等)の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの定義

いじめとは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいい、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

ア 言葉によるもの：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 集団によるもの：仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 暴力によるもの：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

エ 金品に関するもの：金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

オ 強制によるもの：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

カ ITに関するもの：パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 学校におけるいじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名：月三小いじめ対策委員会

イ 構成員：校長 副校長 教務主任 生活指導主任 人権主任 養護教諭
特別支援コーディネーター スクールカウンセラー 専任教育相談員
(事案発生時の該当学年)

ウ 開催時期：★定例委員会はA委員会（生活指導部会）後
緊急対応の場合は、この限りではない。
★各研修会、会議等の情報交換時に適宜行う。

エ 委員会として取り組む内容

- ① 本方針に基づく取組や行動計画の確認等
 - ② 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
 - ③ 各学年の児童の情報交換と課題の共有
 - ④ いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
 - ⑤ 重大事態に対する判断と対応
 - ⑥ 関係機関・専門機関との連携対応
- ※ 会の記録を保管し、全教職員との共通認識を図る

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え

いじめ対策委員会を踏まえ、全教職員に対しいじめの未然防止対策・早期発見に向けた対策・発見時の適切な対応等に対する校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・生活指導全体会、職員会議等（情報交換時）に実施する
- ・「月三小いじめ防止基本方針」の徹底
- ・教職員のいじめに対する意識の向上を図るため、事例を基にした研修やアンケート結果を基にした研修を行う

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめ未然防止

ア 授業改善

- ・教育課程、指導計画に基づく授業計画を作成し、全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育

- ・基本的人権や同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についても正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を養う中で、道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・全校の取組として、学期ごとに目標を設定する。いじめは絶対許さないことや命の大切さを題材とした道徳科の授業を実践し、保護者への公開授業を通して保護者に理解・協

力を求める。

ウ 体験活動

- ・学校行事の全校活動や宿泊行事、体験活動を通して仲間づくり・人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習、生活科、「人権の花」運動等を通して、自他の生命を尊重する活動を推進する。
- ・地域や高齢者、障害のある方との交流、協働体験、ボランティア活動を通して、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童が主体的に行う活動

- ・代表委員会主催の人権集会
- ・学校行事、児童会活動の異学年集団活動、交流を深める中で、望ましい人間関係の育成と協力して諸問題を解決する力の育成
- ・全校、学年、地域班で取り組むボランティア活動
- ・朝会を利用した学年発表

オ 児童へのはたらきかけ

- ・人権集会でのいじめに関する教員体験談
- ・外部講師を招いての非行防止教室等の実施
- ・分かる授業の実践により児童の人権意識の育成を図る

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「月島第三小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめ防止や解消に保護者による子供の観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業・PTA研修会への参加を呼びかけPTAの協力のもと進める。
- ・児童アンケート（前・後期2回）を行い、結果を分析し成果と課題を保護者・地域・学校評議員会等に周知する。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・教職員は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報について些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」や職員会での情報交換を行い、全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開くとともに教育委員会に速やかに報告し、対応等の検討後、全教職員で情報を共有する。

イ ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への児童、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策について理解を深める。

ウ 児童に対する定期的な調査、相談

- ・前・後期に児童アンケートを実施。
- ・学年ごとの教育相談日を設定し、日常的に担任やスクールカウンセラー、専任教育相談員との相談ができる環境を整える。

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え

いじめの発見や報告を受けたときは速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今

後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、全教職員で情報を共有し、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。なお、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、安易に解消を判断することがないように期間の目安を設けず、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察し、いじめの解消は学校いじめ対策委員会の共通認識のもとに判断する。

(2) いじめが発覚したときの対応（ネットを通じて行われるいじめも含める）

- ① いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ② 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 周りの児童への関わりを把握する。
- ④ 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ⑤ 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告し、全教職員で共通理解を図る。
- ⑥ 被害児童と保護者への支援を行う。
- ⑦ 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ⑧ 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級・学年集団、個別指導を行い再発を防ぐ。
- ⑨ 事案によっては、警察・子ども家庭支援センター等にも連絡を入れる。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を区長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法より事実関係を明確にするための調査を行う。

また、いじめを受けた児童及び保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態として取り扱う案件

- ① 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき
- ② 相当の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ③ 児童や保護者から、重大事態に至ったという申し出あったときも大事態の疑いがあるものとして対応

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携推進に向けて

いじめ問題が起きた場合は家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについて情報を伝えるとともに、家庭で様子や友達関係、地域での様子等商法を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決するようなことはしない。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

・月三小PTAの連携のもと、いじめ問題や「いじめ防止基本方針」に対する理解を深め

る家庭教育学級やPTA研修会を設定する。

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専任教育相談員及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

7 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールより実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修	取組や行事	アンケート実施や教育相談	保護者への啓発
4	情報交換・いじめ対策委員会職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	安全教室全学年 1年生を迎える会 相談室やS.Cの児童保護者への周知 学級開き、学年開き 保健指導（心と体の成長） 身体計測	教育相談（通年）	入学式後の保護者説明 学級懇談会
5	情報交換・いじめ対策委員会生活指導全体会	月島補導連絡会 ふれあい班活動		個人面談
6	情報交換・いじめ対策委員会特別支援教育全体会	セカンドスクール（4年生） 月島地区幼小中健全育成連絡協議会 ふれあい班活動 美化日	5年生対象に全員 面接（S.C） 学校生活アンケート	学校公開日 学校評価・評議委員会
7	情報交換・いじめ対策委員会アンケートの分析・対策検討	館山臨海学校（5年生） 身体計測 地域パトロール ふれあい班活動		保護者会
8	情報交換・いじめ対策委員会職員児童指導研修・職員人権研修	地域パトロール		
9	情報交換・いじめ対策委員会	ふれあい班活動 身体計測		保護者会 学校公開日
10	情報交換・いじめ対策委員会特別支援教育全体会	運動会 本栖移動教室（6年生） ふれあい班活動	学校生活アンケート	運動会 ふれあい給食（2年生と祖父母・4年生と地域のお年寄り）
11	情報交換・いじめ対策委員会生活指導全体会 アンケートの分析・対策検討	ふれあい班活動		個人面談 学校評価・評議委員会
12	情報交換・いじめ対策委員会	道徳授業地区公開講座 人権週間 情報モラル指導（ネット・スマホ） ふれあい班活動	児童・教員への学校 評価アンケート	学校公開日 保護者への学校評価アンケート
1	情報交換・いじめ対策委員会	2分の1成人式（4年生）身体計測 命の授業（5年生）ふれあい班活動		学校公開日
2	情報交換・いじめ対策委員会	学校評価アンケート等による年間の振り返り・月三小スタンダードの見直し ふれあい班活動		学校評価・評議委員会 学校公開日
3	情報交換・いじめ対策委員会	6年生を送る会 ふれあい班活動 身体計測		保護者会